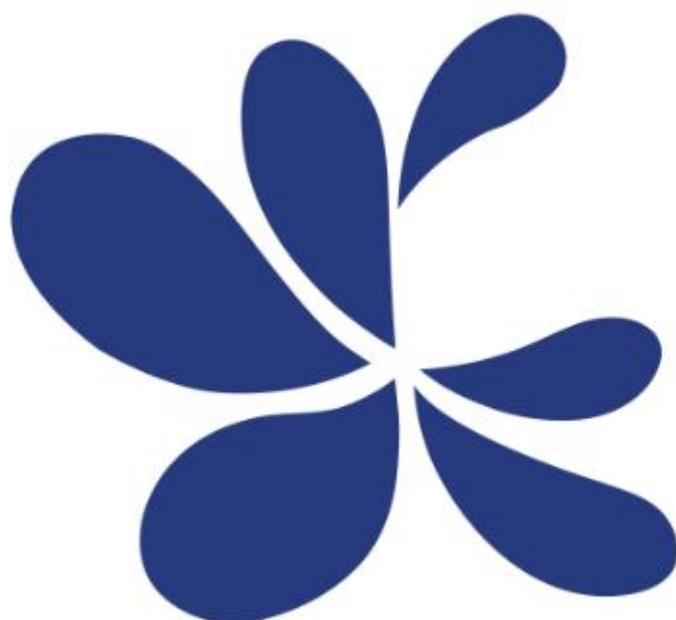


第2次 高島市環境基本計画



高 島 市

平成29年3月

第2次 高島市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画（第2次）策定の背景	2
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象地域	3
6. 計画の対象範囲	4
7. 各主体の役割と責務	5
第2章 自然・社会条件および環境状況	6
1. 自然条件・社会条件	7
2. 環境の現状	9
第3章 目指すべき環境像と目標	14
1. 目指す環境像	15
2. 計画の基本理念	15
3. 基本目標	16
第4章 地域別環境配慮指針	17
第5章 目標達成のための具体的施策	21
1. 具体的施策	22
2. 率先プロジェクト	30
第6章 計画の推進と管理	32
1. 推進体制の整備	33
2. 計画の進行管理	34
第7章 数値目標	36

第1章

計画の基本的事項

1. 計画（第2次）策定の背景

高島市では、今ある大切な環境を保全しながら、誰にとっても暮らしやすく誇りと愛着を感じることできる「高島市」となるよう、平成19年7月に高島市環境基本計画を策定し、その後、平成24年3月には、基本計画の進捗状況と社会情勢の変化に対応するため改定を行ってきました。

今回、策定から10年がたち、平成27年には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され新たな法的枠組みが採択されるなど、複雑化・多様化する環境問題に対するニーズにこたえる必要が生じてきました。

奥山から琵琶湖までが川で結ばれ、それを流れる水の恵みを受けながら集落が形成されてきた高島市。四季折々の豊かな自然環境を活かした産業の展開と、自然の恩恵に感謝する生活文化が育まれてきました。

しかし、今や身近な自然は悲鳴をあげており、山間部では放置された森林が増加し、平野部では手入れの行き届いていない空き家や空き地が増え、湖岸部においては漂着ゴミの増加や外来水生植物の繁茂など、益々課題が深刻化している状況です。

市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務において、いま直面している環境問題に対して、真摯に取り組んでいく必要があります。

そのため、地域のみならず地球環境の保全活動に対する大きな力となるよう、この高島市環境基本計画（第2次）を策定しました。

2. 計画の目的

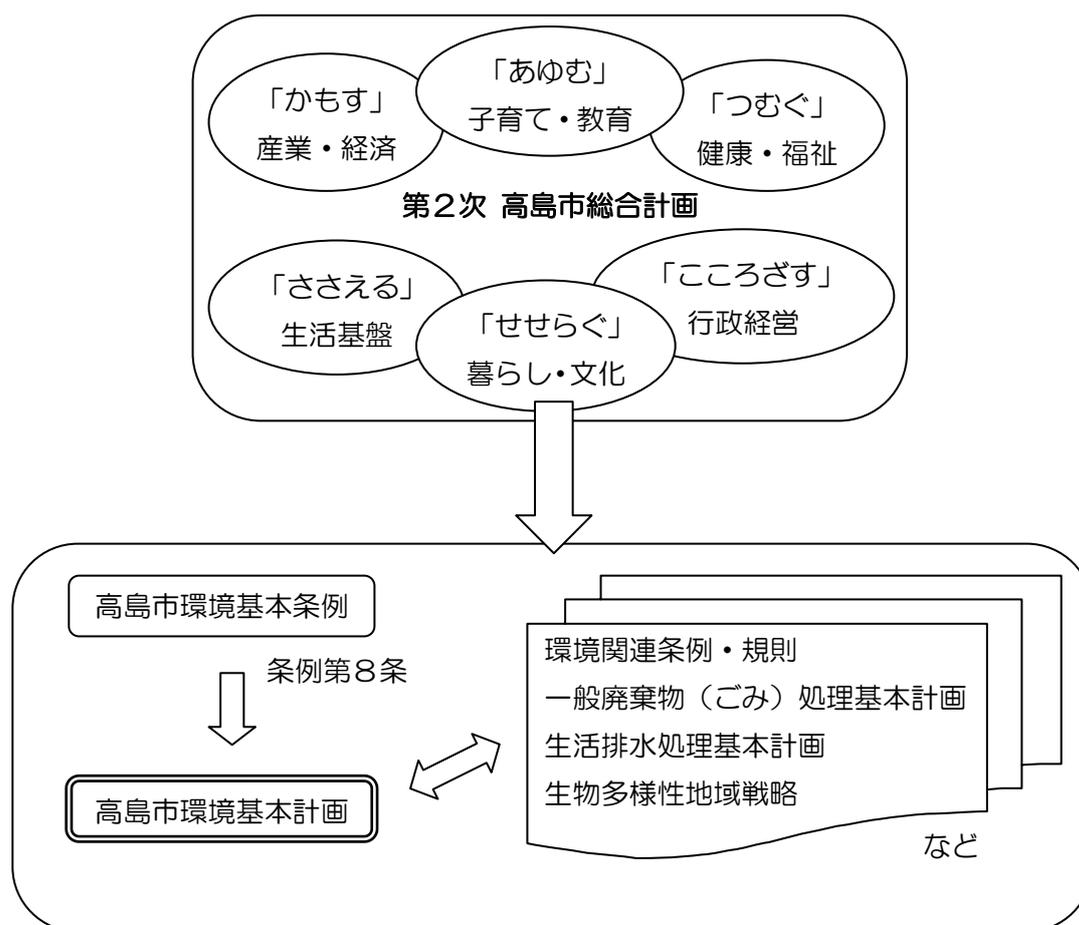
高島市環境基本計画は、人と自然が共生する良好で豊かな自然環境を将来の子どもたちに引き継ぐこと、地域の歴史、風土、文化などを生かし育むこと、人類共有の課題である地球環境の保全に向けて、環境への負荷を軽減する循環型社会を築き上げることを目的とします。

また、市の施策をはじめすべての事業活動は、環境を優先して行うとともに、市民の意見を最大限に活かし参画と対話を通して行うものとします。



3. 計画の位置づけ

高島市総合計画におけるまちづくり方針『高島の「恵み」と「誇り」を最大化!! ～住みたい、住み続けたいまちの実現～』に向け、水と緑を守りながら人と環境の良好な関係に重点を置き、高島市環境基本条例に基づく、長期的、総合的な施策の指針として環境面での総合計画と位置づけます。



4. 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成38年度の10年間とします。しかし、長期間にわたること、さらには本市や地球を取り巻く環境や社会の情勢は常に変化していることから、適宜見直しをかけて、その時代に合った取組が行えるよう改定を行っていきます。

5. 計画の対象地域

計画の対象となる地域は、高島市全域とします。

6. 計画の対象範囲

本計画では、生活環境、自然環境、循環型社会、地球環境保全、市民参画の5つの項目を計画の範囲とし、身近な環境問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点での環境要素を対象としています。

(1) 生活環境

公害問題をはじめとする都市化や日常生活、事業活動によって生じる地域環境への負荷、また災害発生時における取組に関わる事項。

<具体的事項>

ごみの適正処理、まちの美化・ポイ捨て、
野焼き対策、騒音・振動対策、生活排水の浄化、
安心・安全の確保



美化活動

(2) 自然環境

地域の動植物や生態系等、豊かな自然の保全（保護、維持、再生等、以下同じ）、創造に関わる事項。農林漁業、自然景観、歴史的・文化的景観の保全に関わる事項。

<具体的事項>

動植物の保護、森林・棚田の保全、水環境の整備、
環境保全型農林漁業の推進



棚田

(3) 循環型社会

資源およびエネルギーの有効利用、廃棄物の削減等環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築に関わる事項。

<具体的事項>

ごみ排出の低減、有機性資源の活用、
生ごみ堆肥化、廃食油回収、水の循環利用



生ごみ堆肥化

(4) 地球環境保全

グローバルな視点に立った地球環境への負荷に関わる事項。

<具体的事項>

地球温暖化防止の推進、再生可能エネルギーの活用、
新エネルギー施策の導入、省エネルギー活動の推進



太陽光発電

(5) 市民参画・市民協働

市民参画・市民協働による環境保全活動の活性化、環境教育の推進に関わる事項。

<具体的事項>

環境活動を通じた住民間の交流の推進、
区・自治会単位での環境活動の活性化、
子ども・大人の環境教育の推進



環境学習会

7. 各主体の役割と責務

本計画の推進について、環境の保全と創造を図るためには、市、市民、事業者が、それぞれの役割と責務に応じた環境の保全と創造のための行動を、自主的かつ積極的に実践していく必要があります。

各主体の役割と責務は以下のとおりです。

(1) 市の責務

- ・市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を定めた本計画に基づき、各種の環境施策を積極的に実施しなければならない。
- ・市は、市民や事業者に対して環境に関する情報の提供や環境への負荷の少ない活動の支援を行うとともに、自らが行う日常業務において、環境に配慮した行動を率先して実行しなければならない。

(2) 市民の責務

- ・市民は、環境の保全と創造について関心と理解を深めるように努めるとともに、快適な生活環境を維持するために、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市民は、自主的かつ積極的に環境保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力、連携しなければならない。
- ・市民団体は、その活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画、協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

- ・事業者は、事業活動に伴う公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、製品の使用から廃棄に至る各過程において、環境負荷の低減に努めなければならない。
- ・事業者は、資源およびエネルギーの有効利用、廃棄物の削減等、その事業活動を通して、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策について、協力、連携しなければならない。

第2章

自然・社会条件および環境状況

1. 自然条件・社会条件

(1) 位置と地勢

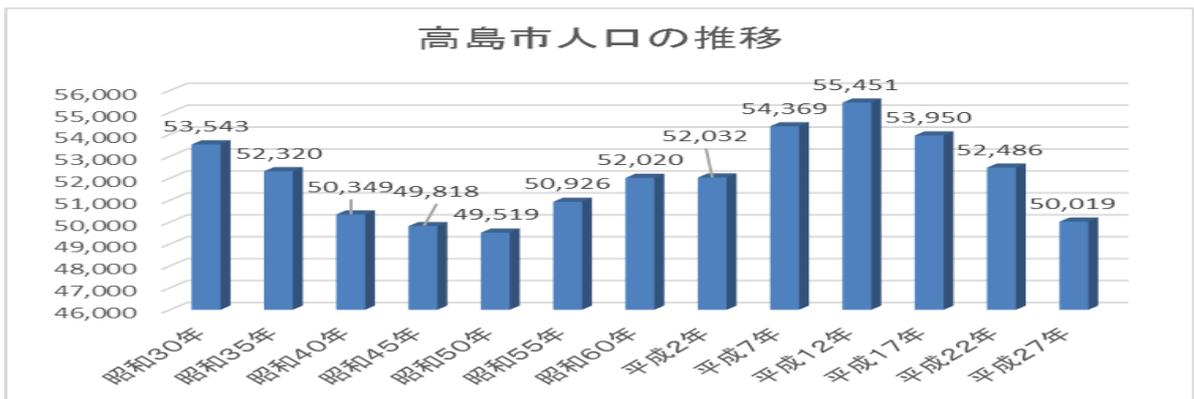
本市は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は約693km²（琵琶湖の面積約182km²を含む）を擁しています。本市の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接しています。気候的には積雪量の多い日本海型気候で、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばあります。



(2) 人口

平成27年の国勢調査における本市の人口は50,019人となっており、ピークであった平成12年から減少傾向が続いています。

年齢別人口の構成比においては、15歳未満の年齢層が減少し、65歳以上の年齢層が増加していることから、平均寿命の伸び、出生率の低下、若年人口の流出等を背景に少子高齢化が急速に進んでおり、この傾向は続くことが予測されます。



【資料 国勢調査】

高島市年齢別人口階層表・比率

	年齢別人口(人)			年齢別比率(%)		
	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上
昭和30年	17,632	31,528	4,383	32.9%	58.9%	8.2%
昭和35年	16,090	31,593	4,637	30.8%	60.4%	8.9%
昭和40年	13,550	31,825	4,974	26.9%	63.2%	9.9%
昭和45年	11,859	32,477	5,482	23.8%	65.2%	11.0%
昭和50年	11,367	32,041	6,107	23.0%	64.7%	12.3%
昭和55年	11,248	32,877	6,800	22.1%	64.6%	13.3%
昭和60年	11,093	33,451	7,468	21.3%	64.3%	14.4%
平成2年	10,098	33,316	8,595	19.4%	64.0%	16.6%
平成7年	9,712	34,146	10,503	17.9%	62.8%	19.3%
平成12年	8,720	34,361	12,354	15.7%	62.0%	22.3%
平成17年	7,651	32,782	13,517	14.2%	60.8%	25.0%
平成22年	6,702	31,098	14,640	12.8%	59.3%	27.9%
平成27年	5,861	28,055	16,018	11.7%	56.2%	32.1%

【資料 国勢調査】

(3) 土地利用

本市は、滋賀県内の市の中で最も大きな面積を有し、人口密度は県内の市の中で最も低い地域です。

近年の土地利用形態は、森林や農用地が減り、宅地が増える傾向が続いていますが、集落内には空き家が目立ち始め、昭和の宅地開発ブームに造成された別荘地や宅地分譲地の中には、管理が行き届かないまま放置された多くの未利用地があるのが現状です。

今後は、必要以上の土地が開発されるのを抑制するなど、本市の地域特性を最大限に活かした土地利用の促進が必要です。

(4) 産業

本市は、一級河川安曇川などの河川により形成された平野を中心に古くから農業が営まれてきたほか、琵琶湖や河川での漁業、広大な森林を活用した林業が行われてきました。これらとともに綿織物や扇骨業、食品加工業などの地場産業も発展してきました。

産業別就業人口の割合は、平成26年で第1次産業が1.3%、第2次産業が30.1%、第3次産業が68.6%となっています。

産業別就業人口		単位：人		
	平成21年	平成24年	平成26年	
第1次産業	344	237	289	
第2次産業	7,505	7,074	6,656	
第3次産業	15,720	12,261	15,146	

【資料】 経済センサス

(5) 主な地域資源

本市は、エネルギーや食料生産の源となる広大な森林、田畑、川、湖を有しており、恵まれた自然環境と暮らしを結びつけてきた人々の知恵や技術が数多く存在し、親から子・孫へと受け継がれてきました。

こうした暮らしの中で築かれてきた自然環境や文化的資源は、引き続き次世代につなげていく必要がありますが、生活様式や価値観の多様化などからこれらを伝える人や技術、貴重な資源が、年々失われてきています。

これらの地域資源を次世代に引き継いでいくには、これまでこの地域が培ってきた数多くの知恵や技術に目を向け、埋もれてしまっている資源を掘り起こしていく必要があります。

2. 環境の現状

(1) 水環境

本市には、安曇川をはじめ、鴨川、知内川、石田川など多くの河川が流れています。

定期的に行っている河川の水質検査では、環境基準が概ね満たされているものの、一部の河川では大腸菌群数が基準を上回る結果も見られます。

○河川の水質検査結果

項目 河川名	水温 ℃	透視度 cm	PH	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
八田川	14.9	>100	7.3	0.6	<1	10.0	1,700
鯉川	15.0	>100	7.0	0.6	<1	9.7	3,500
鴨川	13.5	>100	7.3	0.5	<1	10.0	490
金丸川	16.0	>100	7.0	0.6	1	8.8	9,200
青井川	16.3	>100	6.9	0.6	<1	10.0	3,500
針江大川	15.0	>100	6.9	<0.5	<1	9.0	2,400
生水川	15.2	>100	7.1	0.8	1	10.0	5,400
田井川	14.5	>100	6.9	0.7	<1	9.9	790
上郷川	16.1	>100	6.6	<0.5	<1	9.1	1,700
石田川	14.0	22	7.2	0.6	30	10.0	1,300
今津川	15.2	>100	7.4	0.6	3	9.8	5,400
知内川	14.0	>100	7.2	1.0	<1	10.0	1,100
百瀬川	15.2	>100	7.0	0.6	<1	9.5	5,400
新保川	14.5	>100	7.0	0.8	1	9.7	9,200
針畑川	12.5	>100	7.0	0.9	<1	9.8	220

(基準は巻末に掲載)

また、生活排水処理対策として、人口の集中した地区においては、下水道の普及推進、その他の地区においては、合併処理浄化槽の普及に努めています。下水道等の未整備の家庭から排出される雑排水は、未処理のまま河川を経て琵琶湖へと流下しており、水質汚濁の一因となっています。

市内を流れる河川および琵琶湖の水質保全に関する責任は重大であり、工場、事業所に対する汚濁物質の排出規制も含め、あらゆる水質汚濁を防止することが、閉鎖的水域である琵琶湖の水質保全を図る上で重要な課題です。

(2) 大気汚染

大気汚染物質は、自然に発生する自然発生源と工場や民家など固定発生源、自動車などの移動発生源から発生し、この大気汚染物質により大気汚染は引き起こされます。大気汚染に係る環境基準などを定め、国や滋賀県では、工場・事業所などから排出される排煙に対して規制や指導が行われています。

(3) 騒音、振動

騒音や振動は、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、従来の事業所や建設作業によるものだけでなく、発生原因が多様化しています。

「騒音規制法」、「振動規制法」により、工場や建設作業、自動車交通から発生する騒音については地域規制を行っていますが、商店、飲食店、家庭などの日常生活から発生するものも問題が大きくなっています。

(4) 悪臭

悪臭は、低濃度でも感知されやすく感覚で認識できる公害であるため、日常生活の快適さにかかわることから問題となります。

近年は、飼料・肥料製造工場や農業活動が原因となることも多くなっています。

(5) 土壌汚染

土壌汚染は、有害物質の不適切な取り扱いによる原材料の漏出などにより土壌に直接混入する場合や、事業活動による水質汚濁や大気汚染を通じ、二次的に土壌中へ混入される場合があります。

(6) 一般廃棄物

本市のごみ排出量は、年々減少傾向にあります。しかし、依然として多くの経費を費やしてごみを処理していることは変わっていません。環境負荷と処理費用の軽減を図るため、更にリサイクルを推進し、ごみの削減につなげていく必要があります。併せて、ごみ処理に関して受益者負担のあり方や処理方法についても検討していく必要があります。

また、環境センター（ごみ処理施設）の将来構想等について検討を行っていきます。

(7) 電気

電灯消費量（主に一般家庭、小規模な事業所など）は、平成22年度までは増加していましたが、近年は減少傾向にあり、平成27年度の電灯消費量は、10年前以下に減少しています。また、電力消費量（工場や大型の商店や施設など）はこの10年間で増減はありませんが、減少傾向にあります。平成27年度の電力消費量は、10年前の約4分の3までに減少しています。

電灯および電力消費量の減少は、人口および事業所数の減少が影響していると考えられます。



電灯および電力需要状況

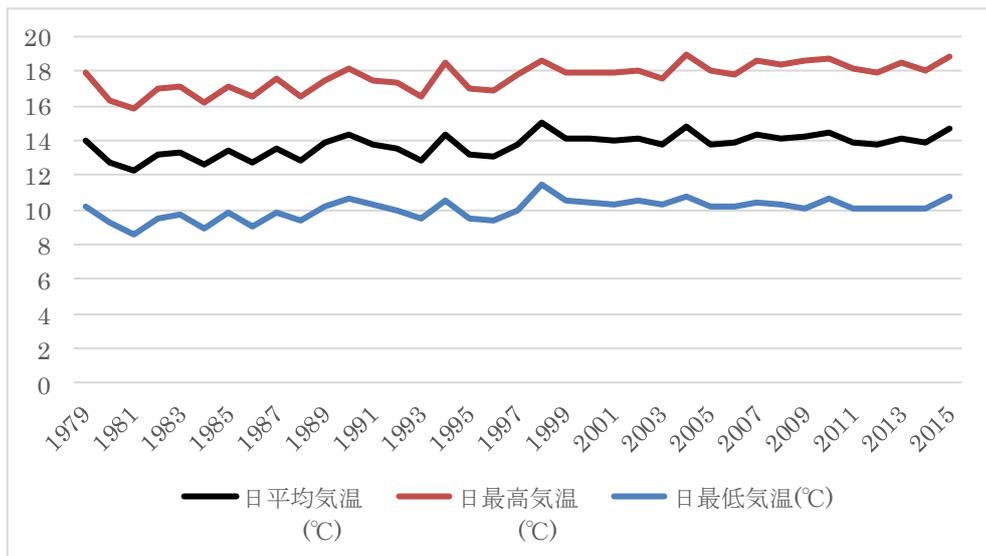
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
需要口数	総	数	45,481	45,525	45,667	45,727	45,823
	電	灯	40,870	40,989	41,196	41,296	41,448
	電	力	4,535	4,449	4,347	4,294	4,267
	そ	の	76	87	124	137	108
消費量	総	量 (千kWh)	171,938	168,459	164,117	158,751	151,463
	電	灯 (千kWh)	140,998	139,043	136,372	131,827	126,411
	電	力 (千kWh)	30,254	28,722	26,895	25,833	24,258
	そ	の	686	694	850	1,091	794

- ※「電灯」とは、定額電灯、従量電灯、公衆街路灯、時間帯別電灯
- ※「電力」とは、深夜電力、高圧電力、低圧電力、業務用電力、大口電力、事業用電力
- ※「その他」とは、臨時的なもの（建設工事用、臨時電灯・電力、農事用電力等）
- ※特定規模需要の数値が含まれていない

【資料 関西電力㈱滋賀支店】

(8) 気温

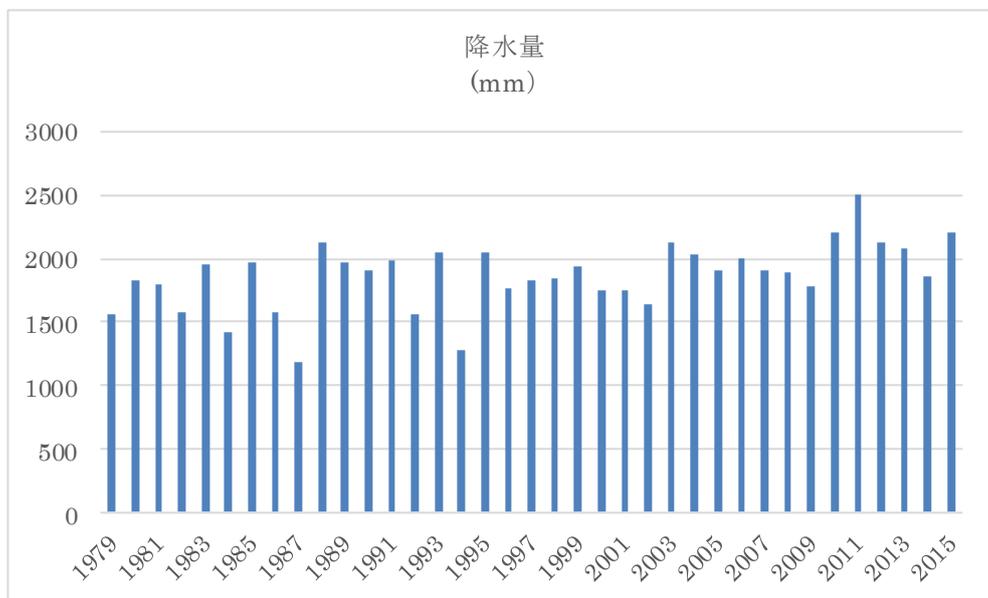
彦根地方気象台今津観測所における過去10年間（2006年～2015年）の平均気温は14.15℃となっています。年によって差はありますが、長期的に見るとやや上昇傾向にあります。



【資料 気象庁ホームページ】

(9) 降水量

彦根地方気象台今津観測所における過去10年間（2006年～2015年）の平均降水量は、約2,056mmとなっています。長期的に見ると緩やかに増加しています。



【資料 気象庁ホームページ】

(10) 動植物

本市には、森林や農地、琵琶湖や河川などの水辺環境を背景として多様な動植物が生息しており、確認される動物は、サル、タヌキなどの哺乳類からホタルなどの昆虫類まで多岐にわたり、保護の観点から重要な動植物も多く存在しています。

琵琶湖では、琵琶湖にしか生息しない60種類を超える固有種をはじめとする多様な生物が確認されていますが、近年の外来魚の繁殖による、琵琶湖および周辺地域の生態系への影響が懸念されています。

里山には、コナラやアカマツを主体とする天然林やスギを主体とする人工林が、奥山にはブナ、ミズナラ、アシウスギを主体とする天然林やスギを主体とする人工林がみられます。

なお、本市の森林植生は、冷温帯と暖温帯、日本海側と太平洋側のいずれにもまたがっているため、極めて多様性に富んでいます。

近年では、気温上昇や森林の手入れ不足、里山や耕作放棄地の影響があつてか、シカ・サル・イノシシ等の獣害やカシノナガキクイムシによるコナラ等のブナ科植物の立ち枯れ等が問題になっています。



(11) 酸性雨

工場や自動車から排出される排気ガス中の硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽の光により光化学反応を起こし、硫酸や硝酸といった強い酸に変化し、これが雨に溶け込むことによってpHが5.6以下に下がり、酸性雨となります。

今津におけるpHの平成27年度の年平均値は4.78で、大津より低い傾向が続いています。

酸性雨(湿性降水)調査結果(平成27年度)

地点名	年間降水量(mm)	pH		イオン成分の年間降下量(mmol/m ² /年)										(mg/m ²) 不溶性降下物
		年間平均値*	最小～最大	H ⁺	SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻ **	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	
高島市今津	1,927	4.78	4.24～5.88	31.6	26.6	22.0	37.4	93.3	36.3	76.7	3.5	9.0	9.7	4,468
大津市柳が崎	1,825	4.89	4.20～5.76	23.2	20.0	18.7	37.5	22.8	38.2	22.1	3.9	7.4	2.9	3,013

* 降水量による加重平均値

** 非海塩性硫酸イオン

調査項目：降水量、pH、硫酸イオン(SO₄²⁻)、硝酸イオン(NO₃⁻)、塩化物イオン(Cl⁻)、アンモニウムイオン(NH₄⁺)、ナトリウムイオン(Na⁺)、カリウムイオン(K⁺)、カルシウムイオン(Ca²⁺)、マグネシウムイオン(Mg²⁺)、ろ紙残留物(不溶性降下物)

【出典：滋賀の環境2015(平成27年版環境白書)】

(12) 地球温暖化

人類が二酸化炭素等の温室効果ガスを大量に排出することで、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、地表付近の平均気温が急に上昇しています。20世紀中に約0.6℃上昇し、2100年までに最大で5.8℃上昇すると予想されています。

また、現在起こっている海面上昇や氷河の融解、異常気象の多発等も温暖化による影響であると考えられています。

今津における年平均気温の推移を見ると、増減がありながらも、徐々に気温が上昇していることがわかります。

滋賀県域における平成25年度の温室効果ガス総排出量は1,422万トン(確報値)であり、二酸化炭素が約95%を占めています。二酸化炭素排出量の部門別内訳は、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の順に多くなっています。

第3章

目指すべき環境像と目標

1. 目指す環境像

本市は、森林や田園地域、琵琶湖などの多様で豊かな自然の恵みを受けて歴史を積み重ね、発展してきました。

この発展と引き替えに環境に対する負荷は増え続け、今では身近な環境から地球規模にまで広がりを見せており、解決するためには社会そのものを見直す必要に迫られています。

私たちは、自然と人々の暮らしの調和により育まれてきたこの環境を大切にしながら、持続可能な資源循環型のまちづくりのしくみを確立していく必要があります。

このことから、環境面からみた高島市のあるべき姿として、第1次計画で定めた環境像の実現を引き続き目指します。

水と緑と人を大切に、自然と共生するまち

～未来へ誇れる高島の環境づくり～

2. 計画の基本理念

1. <自然と人の共生>

自然の復元力に限界があることを理解し、自然と人との共生をめざして環境保全などを行わなければならない。

2. <良好な環境の次世代への継承>

環境優先の認識のもと、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として、環境保全などを行わなければならない。

3. <循環型社会の実現>

環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現と発展をめざして環境保全などを行わなければならない。

4. <地球環境の保全>

地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければならない。

5. <市民参画・市民協働>

市、市民、事業者の公平な役割分担と参画、協働のもとに自主的かつ積極的に環境保全活動などを行わなければならない。

3. 基本目標

<生活環境の保全>

- ・良好でさわやかな生活環境を保全するために、地域ぐるみで取組を進めます。

<自然環境の保全>

- ・農林漁業の活性化を通して自然の再生と保全に取り組めます。

<環境配慮型農林漁業・景観対策の実現>

- ・地産地消の仕組みづくりと環境配慮型の農林漁業に取り組めます。

<循環型社会の実現>

- ・4Rの原則に基づいた取組を通して、循環型社会の形成を進めます。

<地球環境の保全>

- ・省エネルギー、新エネルギーの推進・普及などを通して、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に取り組めます。

<市民参画・市民協働>

- ・市、市民、事業者の積極的な関わりにより、環境保全活動を推進します。

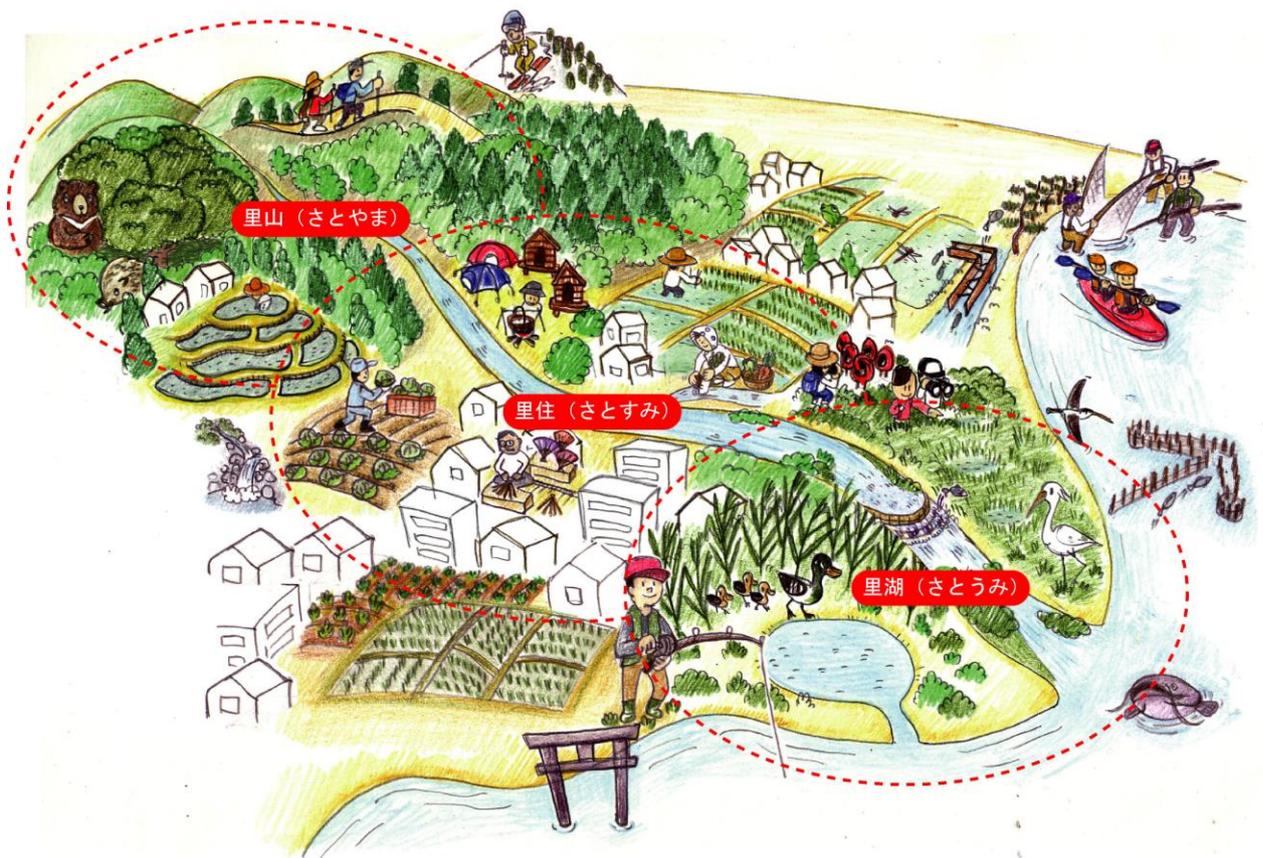


第4章

地域別環境配慮指針

本市には森林から琵琶湖に至るまでの地形的特徴を基礎とした多様な自然環境があり、それぞれの地域が持つ機能が良好な状態で保全されることが必要です。

このため、三里（里山、里住、里湖）のそれぞれの特性に応じた適切な利用を行うことができるよう、地域別環境配慮指針を示します。



里山ゾーン（里山・山間地）

～～健全な森をはぐくむ豊かな自然をみつめる～～

里山の景観は、農地（田、畑）、森林、集落など多様な環境が調和して一体となり、農作業や祭りにみられる四季折々の生活感や、自然の変化も反映して、日本人の感性を育んできた「日本的な原風景」ですが、近年は生活様式の多様化による関心の薄れや労働力不足等から手入れが行き届かなくなっている状況も見受けられます。

このため、管理が不十分な里山の環境を良好に保全するため、身近な自然とのふれあいの促進、地域林業の活性化により森林の持つ多面的機能の維持を図り、所有者の理解と協力や市民の参画を得て保全と利活用するとともに、地域の景観整備につなげます。

また、多くの一級河川沿いに残されている、川辺林の保全と整備も重要な課題となっています。

山間地帯は木材生産の場であるとともに、水資源のかん養、土砂の流出防止、保健休養など多面的な機能を持っていますが、近年は林業をとりまく状況が一層厳しさを増している中で、管理が不十分な森林もみられ、これらの機能の低下が懸念されています。また、多様かつ貴重な動植物の生息・生育の場でもあり、生態系の維持のために重要な機能を果たしていることから、適正な管理が求められています。

このため、里山保全団体の育成や自然観察会、森林体験の開催や木材等の森林資源の活用など、里山や山間地域を保全するための具体的活動を示します。

里住ゾーン（市街地・田園）

～～水と生きる市民の生活・産業を発展させる～～

美しい自然を生かすための市街地・田園の保全と創造、まちを身近に感じ地域の連携と個性を創り出す住宅地景観・商業地景観・工業地景観の保全と創造、まちの骨格を演出するための道路景観・河川景観の保全、まちに景観づくりの拠点を増やすための施設景観の保全と創造によって、各地域の環境資源の特性に応じた個性的な秩序ある景観づくりを推進し、農村や農地の有効的な活用を図ります。

田園地域は、食料の供給という基本的な機能にとどまらず、水田を中心とする農地、河川・水路などが一体となって多様な環境を形成してきた場所です。

また水田や水路は水源かん養や洪水流出防止などの水循環に果たす役割も大きく、田畑や農村集落などが一体となった伝統的な景観となっています。

しかし近年は、担い手不足などで農業をめぐる状況が一層厳しさを増している中で、耕作放棄地の拡大、さらには、ほ場整備（農地の基盤整備）で水路がコンクリート化されるなど、多様な環境保全機能は質的にも量的にも低下しつつあり、その保全が課題となっていることから、まちの美化活動の推進や良好な生活環境の整備、環境保全型農業の推進などの具体的施策を示します。

また、私たちの生活は川や湖辺で琵琶湖とつながっていますので、琵琶湖、河川の水質保全のためには、市域からの汚濁発生負荷量を少なくすることも必要です。具体的には、汚染の大きな原因となっている農業濁水を流さない取組を推進するとともに、下水道の普及促進と高度処理の推進、合併処理浄化槽整備などの施設整備や、工場排水対策、生活排水対策などの発生源対策を推進します。

そして、農村や農地の緑豊かな環境をレクリエーション活動の場として利用する観光交流産業のほか、食物の生産の場としての教育や体験の機会を提供できる場所としての活用を図ります。



里湖ゾーン（湖岸・水辺）

～～生きものがあふれる美しい水環境を取り戻す～～

本市は、約35 kmに及ぶ湖岸線を有しており、これらは高島の自然環境を代表する地域です。水域と陸域との移行帯である湖岸地域には、ヨシ原、湖岸林、砂浜、小河川の流入、石垣などの多様性に富んだ環境があり、生物の生息空間として、また水質浄化の上からも重要となっています。

湖岸は本市の景観を代表する要素のひとつであり、またマリンスポーツや釣り、水辺での休養などの保養・レクリエーション地としての利用が盛んです。湖岸地域の自然環境保全のために、市民活動として保全活動を推進しなければなりません。

なお、河川や琵琶湖の水辺の生態系の保全が河川などの自然浄化機能を高め、水質浄化や水量の確保に効果があることから、整備の際には環境調査を実施し、その地域に配慮した河川改修を行い、多自然型川づくりなど、水辺環境の保全と創造を進めます。

また、地域の水循環の推進により河川水量の確保に努めます。

第5章

目的達成のための具体的施策

基本目標を達成するための具体的施策と、計画策定後、市や市民団体などが中心になり、協働により早期に実施していく率先プロジェクトについて示しています。

1. 具体的施策

【生活環境の保全】

(まちの美化、ごみの適正な処理、ポイ捨ての防止)

○ポイ捨て、不法投棄の防止

投げ捨てられたりしたプラスチックごみが、紫外線などの影響で脆くなって砕かれ、その大きさが5mm以下に小さくなったものはマイクロプラスチックと言われています。これを餌と間違えて食べた魚などに生態系への影響が懸念されており、何れは私たち人への影響が心配されることとなります。



こういった脅威を防ぐため、ごみ等のポイ捨て、不法投棄対策として、パトロールの実施や普及啓発などの取組を推進します。

○ごみ出しマナーの向上

家庭ごみ等の分別や出し方のマナーの向上を図るため、普及啓発などの取組を推進します。

○空き地、空き家等の適正な管理

良好な地域環境を保全するために、空き地、空き家、公園等の適正な管理を推進します。

○違法な野焼きの防止

良好な地域環境を保全するため、違法な野焼きを防止するための取組を推進します。

○動物飼育のマナーの向上（犬のフン等）

散歩中の犬のフンの放置防止や猫の飼い方など、動物飼育マナーの向上を図るため、普及啓発などの取組を推進します。

○まちの美化活動の推進

まちの美化を進めていくため、市民参画型の清掃、花壇設置や緑化活動を実施します。

○観光客、訪問者の美化協力要請

良好な環境を保全するために、観光客などに美化協力が得られるよう努めます。

○放置自転車、放置自動車等の対策強化

放置された自転車および自動車等の対策を推進します。

○安心・安全の確保

地震や豪雨などにより大規模災害が発生すると、市を始めとした公的機関が全ての被災者を迅速に支援することは非常に困難で、また、公的機関自身が被災して機能が麻痺する事も考えられます。発災後しばらくの間は、公的機関の支援（公助）を受けることなく、地域住民が自発的に避難行動を取り、地域コミュニティで助け合い、



救助活動、避難誘導、避難所運営等を行うことが重要となります。

そのためには、個人、家族、地域において常に災害に対する備えを行っておくことが重要です。市は自主防災組織の結成や防災訓練の実施等の推進を図るため、地域の防災リーダー等を対象とした防災研修会の開催や、各地域で出前講座を開催し、防災知識の普及・啓発等に努めます。

(交通、道路、騒音対策)

○道路・工場等における騒音軽減

国道 161 号などの主要道路沿いや工場の騒音を低減するよう働きかけます。

○環境に配慮した交通輸送計画、公共交通の利便性の向上

環境配慮の観点から、バスなどの公共交通の利便性の向上を図り、自動車の走行量を低減させることを目的にした取組を計画的に推進します。

○生活騒音防止等に関するモラル向上

生活から生じる騒音発生を防止するために、モラルの向上など意識改革に取り組めます。

○事業活動における環境配慮等に関する指導強化

事業活動における環境配慮を推進し、騒音、振動発生を防止するために、規制基準の遵守の指導を強化します。

(良好な生活環境の整備)

○雪かきの負担の解消（狭い道、歩道などの除雪）

冬季間においても快適な生活環境を確保するため、生活道路、歩道等の除雪を地域と共に効率的に実施します。

○まちの安全の確保（街灯の設置等）

まちの安全を確保するために、必要な街灯の設置などに取り組めます。

【自然環境の保全】

(自然環境と農林漁業との関連性の確かな把握)

○自然環境と農林漁業の調査

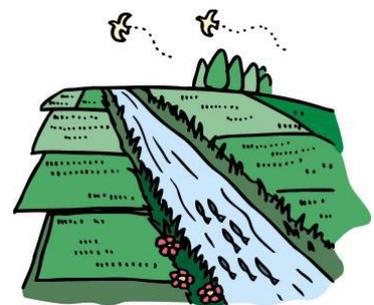
自然環境に影響を及ぼす農林漁業の課題について調査し、対応策を検討します。

○環境配慮型農林漁業の活性化

森林、里山、河川、農地、琵琶湖の自然と農林漁業は密接に関連しあっていることについての市民の認識を深め、環境配慮型の農林漁業を推進し、自然環境の保全を図ります。

○生物多様性の保全・活用の推進

豊かな森林資源を有し、琵琶湖・淀川水系の都市圏で暮らす多くの人たちの生活を支える貴重な役割を担っている高島市。生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に基づき策定された生物多様性地域戦略により、生物多様性を活かした取組を推進します。



(森林、里山の保全)

○森林の保全、里山保全の推進

里山保全団体の育成や自然観察会、森林・里山を知るための講座開催、森林体験を通して森林、里山の保全に対する意識醸成に取り組めます。

○竹林の整備

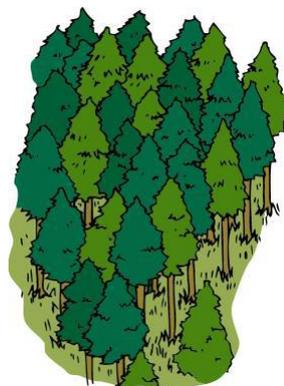
竹林整備を推進します。

○間伐材等の活用

間伐を進め、人工林の多面的機能を向上させるとともに、間伐材等の有効活用に取り組めます。

○奥山の自然植生の保全

琵琶湖の水源域であり、野生鳥獣の生息場所でもある奥山に残された自然植生を損なわないよう維持します。



(動植物の保全)

○鳥獣被害の防止

鳥獣による農作物への被害が深刻化している中、県特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整や防護柵等の整備を計画的に推進します。

また、農林漁業者自らが獣害対策に取り組む機運を高め、農林漁業者と一体となった被害防止対策に取り組めます。

○水生植物の保全

琵琶湖岸における、水生植物の生態系等への深刻な影響が懸念される外来水生植物について、オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの繁殖力が旺盛な植物の駆除作業を推進し、関係機関との協力のもと巡回・監視を行い、繁殖範囲の拡大を防ぐよう努めます。

○野生生物の生態系の保護

動植物の生息状況調査、希少種の指定で生態系の保護に取り組めます。

(水環境の整備)

○河川水量の確保と琵琶湖の水質浄化

森林や農地を保全することにより、安定した河川水量の確保と琵琶湖の水質浄化に努めます。

○排水対策の推進

水を汚さない、汚れた水を流さない取組を推進します。

○水質悪化の防止

主要河川での水質検査を行い常に状況を把握するとともに、ヨシ群落等の水質浄化機能のある在来の植物の保全を通して、水質悪化の防止に取り組めます。

○河川・琵琶湖の美化

清掃活動等の推進により河川、琵琶湖の美化に努めます。



○魚、水中生物等の保護

河川、水路および琵琶湖等に生息する魚、水中生物などの保護に取組みます。

○地下水の保全

重要な役割を果たしている地下水の汚染防止、水量の確保に取組みます。

【環境配慮型農林漁業・景観対策の実現】

（環境保全型農業の振興）

○環境保全機能を持つ農地、農業を守る

水源かん養など多様な環境保全機能を持ち、生物多様性を保全する機能を持つ農地、農業を守ります。

○食の安全・安心に配慮した農業

環境や食の安全・安心に配慮した、健全な土壌による有機農業や環境こだわり農業を推進します。

○農業排水の対策

農業排水の浄化、汚濁水、富栄養化の要因となる排水を流さない農業を推進します。

○化学肥料・化学合成農薬の削減

化学肥料・化学合成農薬の削減のため、有機農業や環境こだわり農業およびエコファーマーの取得を推進します。

○地球温暖化防止

牛糞堆肥の使用や地域未利用資源の活用による土づくりを推進します。

○景観形成の推進

転作田を活用し、なたねやれんげ等の栽培を推進します。

（地産地消、食育の推進）

○地産地消の推進

市内で生産される安全・安心な農林水産物を市内で消費できる仕組みづくりを推進します。

○食育活動の推進

「お互いさま（他人への思いやりはいつか自分も受ける）」という共助の心、「おかげさま（自分はいつもまわりの人や環境に支えられている）」という感謝の心を大切にしながら食を通じた健康づくりを推進します。

○都市住民との交流

都市住民との交流に農地を活用することにより、棚田保全等の農業振興に取組みます。

（林業の振興）

○地元産材の活用

地元産材を公共建築物や家づくりに活用し、林業振興に取組みます。



○学校教育との連携

学校教育と連携して、森林環境学習を推進し、次世代の森林づくりを担う人材育成に取り組めます。

○都市住民との交流

都市住民との交流に森林を活用することにより、山村地域の活性化に取り組めます。

(漁業の振興)

○漁業後継者の育成

環境保全意識をもった漁業後継者の育成に取り組めます。

○魚の乱獲をしない基準づくり

魚資源の保全のため、乱獲をしない基準づくりに取り組めます。

○外来魚の対策

外来魚駆除や在来魚保護の対策に取り組めます。

(自然景観、文化的景観の保存)

○豊富な自然景観の保全、活用

四季を通じて癒してくれる豊かな自然景観の保全、活用に努めます。

○文化的景観の保存、活用

地域の風土に根ざしてきた、人の生活や生業の在り方を表す文化的景観の保存、活用を推進します。

○まち並みの保全、整備

市内に残る歴史的まち並み、建築物の保全、整備を市民参画のもとに推進します。

○将来に残したい景観、樹木の指定

将来に残したい自然、歴史的・文化的景観や樹木を指定し、効果的に保全活動を推進します。



【循環型社会の実現】

(ごみの減量化と4Rの推進)

○4Rの推進をもとにしたごみの低減

4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の理念に基づき、ごみ問題において最も重要なごみの発生抑制を推進します。

○食品ロスの削減

～食べものに、もったいないを、もういちど。～

食品の食べ切りや使い切りの呼びかけ、賞味期限等への正しい理解の啓発により、食べ残しの削減、調理の工夫等による食べ切り・使い切りや過度な鮮度志向の改善等の普及に努めます。

○ごみ排出量に応じた負担制度の検討

ごみの減量を推進するとともに、負担の公平性を図るため、ごみの排出量に応じた負



担制度を検討します。

○高島市環境センターの在り方の検討

環境センターの現状、課題や廃棄物処理を取り巻く環境の変化等を踏まえ、市として後継処理施設の必要性を確認し、いつまでにどのような処理施設を整備すべきか、広域化処理を進める選択肢はあるのか、更には処理施設の更新や広域化が実現するまでの間のごみ処理をどのようにしていくべきか、という基本的な方向性を整理し、今後は、単独設置や事務委託さらには民間委託などの方策を検討していきます。

○産業廃棄物リサイクルの推進

産業廃棄物の不法投棄に対する対策を徹底するとともに、産業廃棄物の循環利用を関係機関に働きかけます。

(有機性資源の活用)

○森林資源の有効活用

森林資源の有効活用を図るために、薪ストーブや木質チップとしてのエネルギー利用や堆肥化など用途の拡大を促進します。

○生ごみ堆肥化の推進

生ごみの再利用を推進するために、家庭での有用微生物群などの利用や、学校での環境学習を実施します。

○廃食油回収、再利用の推進

バイオディーゼル燃料の循環を推進するために、廃食油の回収などを積極的に実施します。

(水の循環利用)

○節水の推進

水の無駄な使用をやめ、節水に努めます。

○下水道の普及

行政区域内人口における下水道の普及率および水洗化率は、80%を超えています。今後も水洗化率の向上に向けて市民の意識啓発を図ります。

○水資源の汚濁防止

水資源の汚濁を防止するため、家庭から排水を出す際、水を汚すものを出来る限り流さないように努めます。

○水源涵養林の維持および機能増進

水源涵養保安林、ダム集水区域や河川の水源地周辺の森林等について、水源涵養機能の維持や機能増進に努めます。



【地球環境の保全】

○地球温暖化防止を推進するための計画の策定と対策の実施

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3の規定より「高島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しており、これに基づき市自らが温室効果ガス排出削減対策に取組、市民に向けた「率先垂範」活動として市民の取組を促進します。

○省エネルギー活動の推進

平成21年2月に策定した「高島市地域省エネルギービジョン」で位置づけられた「高島社会ビジョン推進計画」に基づいて、削減目標達成のために、家庭、学校、オフィス、工場といった様々な分野において、市域一体となって引き続き取組を推進します。

また、第1期推進計画での地域での人づくり、ネットワークづくり、既存省エネルギー・新エネルギー技術の導入・普及といった取組の結果を踏まえ、第2期計画以降の先進的取組の実施、地域での普及啓発活動の継続といった社会基盤づくりや技術・対策の着実な普及をさらに進めていきます。

○新エネルギー施策の導入

環境への負荷の少ない低炭素社会の実現をめざし、平成20年2月に策定された「高島市地域新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーを活用した取組を市民や事業所とともに推進します。現在、本市では、太陽光発電の設置に対して他の自治体に先駆け、独自の補助制度を創設し、再生可能エネルギーの活用を推進していますので、それを継続していきます。その他、薪ストーブ・ペレットストーブ利用、小水力発電、クリーンエネルギー自動車導入、公共施設への再生可能エネルギー導入等も進めていきます。

○エコドライブの推進（アイドリングストップ等）

地球温暖化防止を目的に、自家用車、業務用車両などのエコドライブを推進します。

○環境マネジメントシステムの積極的導入

市では、高島市環境マネジメントシステムを構築し、環境自治体として率先して取り組んでいます。この活動を拡大できるよう、取組結果を情報発信し、事業所等に取り入れられるよう普及啓発します。



【市民参画・市民協働】

（環境活動の活性化）

○環境活動の担い手の育成推進

環境活動の担い手を育成するために、学習会や普及啓発などの取組を推進します。

○環境活動を通じた住民間の交流の推進

環境活動の実施を通じて住民間の交流を推進します。

○環境活動の拠点、場所づくりの推進

環境活動を活性化させることを目的に、活動の拠点、場所づくりを推進します。

○環境団体、各種組織間のネットワークづくりの推進

市内で環境保全に関連する活動を実施している市民団体、各種組織間の連携を強化するため、環境保全ネットワーク形成を推進します。

○区・自治会単位での環境活動の活性化

生活により身近な地域、自治会単位での環境活動を活性化させるため、学習会の実施、普及啓発、活動支援などの取組を推進します。

○エコライフ推進協議会による活動の強化

エコライフ推進協議会による活動を活性化するため、学習会の実施、活動支援などの取組を推進します。

(環境教育の推進)

○子どもの環境教育の推進

次世代を担う子どもたちが、生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思うよう、体験や遊びなどを通して自ら考え行動する環境学習を推進します。

○大人の環境教育の推進

職場および地域での学習会の開催など多様な主体が協働して、身近な生活行動と環境との関わりや自然環境について具体的な行動につながる環境学習を推進します。



【その他・全体】

○市内の環境調査の実施

市内の環境に関する実態を把握するために必要に応じて調査・研究を実施します。

○環境情報の整備、利用推進

環境に関する情報を収集し、市民などがそれを気軽に利用できるよう、基盤整備を推進します。

○市の環境政策の強化、体制整備

本市の良好な地域環境を保全するために、市の全ての政策分野に環境視点を盛り込むなどの環境政策を強化し、それを推進するための体制を整備します。

2. 率先プロジェクト

本章では具体的施策を分野ごとに明記していますが、それらには、緊急性、対象範囲などに基づく実施の優先順位に違いがあります。そこで、一連の具体的施策の中でも、特に実施の優先順位が高い施策について、計画策定後、直ちに着手することを目的に、その第一歩となる取組として率先プロジェクトを明記します。率先プロジェクトについては、他の施策よりも一歩踏み込んで具体的な取組内容、体制などについて明記し、計画策定後、市や計画推進組織などが中心になり、早期に実施していくものとします。

【生活環境の保全】

○プロジェクト名：まちの環境美化の推進

○目的：生活環境分野の中で実施の優先順位が高い施策としては、引き続きポイ捨てや不法投棄の防止等まちの美化に関連する取組があげられます。生活環境に関しては、大気汚染、騒音等の公害問題もクローズアップされている中においては、環境保全活動に取り組むための環境学習機会の確保も大切です。その他に、そのなかで、本プロジェクトは、まちの美化活動、環境学習や公害防止に向けて市民、区・自治会、事業者、市民団体、市等が協力して取り組んでいける仕組みをつくり上げていくことを目的にしています。

○具体的な取組：まちの環境美化や公害問題に対応するため、次の取組を行います。

1. 市・市民・事業者が協力し、まちづくりに際しては、まちの環境美化に配慮した施策を進めます。
2. 区・自治会単位で環境、まちの環境美化に関する学習会等の開催を推進します。
3. 事業所等における悪臭・騒音防止対策の指導に加え、一般家庭に対する悪臭・騒音の防止のための啓発・指導も実施します。

【自然環境の保全、環境配慮型農林漁業・景観対策の実現】

○プロジェクト名：良好な景観の保全と自然資源の活用と保全

○目的：人の価値観の多様化や意識の変化によって景観の重要性が高まっています。良好な景観は、自然、歴史や文化と豊かな生活環境を調和させます。そのため、本プロジェクトは、歴史的なまちなみ等が維持され、良好な景観を形成すること、また、多種多様な自然環境を維持・保全し、次世代へ引き継いでいくことを目的とします。

○具体的な取組：良好な景観を保全するとともに、自然資源の活用と保全を行うため、次の取組を行います。

1. 重要文化的景観に選定された「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「大溝の水辺景観」や日本の100選に選ばれている畑の棚田などをエコツーリズム等を活用して維持します。
2. 里山林の整備・保全やヨシ群落の保全等自然資源を活用した環境学習等を推進します。
3. 公共施設にチップや薪を燃料とする薪ストーブなどを利用する。

【循環型社会の実現】

○プロジェクト名：地域循環型社会の形成

○目的：循環型社会の分野の中で実施の優先順位の高い施策としては、4Rの推進を基に、ごみ分別の徹底や、ごみ発生の抑制やリサイクルに関する取組があげられます。本プロジェクトは、市民、区・自治会、事業者、市民団体、市などの地域の多様な主体の参加・協力のもと、有用微生物群の活用による生ごみの堆肥化や食品ロスの削減など、ごみ発生の削減を推進していくとともに、ごみ分別の促進を通じ、発生したごみの再資源化率向上をも図ることを目的とします。

○具体的な取組：市民、区・自治会、事業者、市民団体などの多様な団体からこのプロジェクトへの参加が得られるよう呼びかけるとともに、区・自治会単位等での推進体制を確立して、次の取組を行います。

1. 生ごみ堆肥化などのように多様なやり方があり、ある程度の知識と技術を必要とするものについては、個々人の好みに合ったやり方を指導できる学習会などを開催し普及を図ります。
2. 燃やせるごみに含まれているリサイクルが可能な紙類やプラスチックボトルなどの分別の徹底を図り、ごみ排出量の減量を促進します。
3. 家庭や飲食店等の「食べ残し」、「作り過ぎ」「賞味期限切れ食品」が一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）の3割から4割程度といわれています。『おそとで残さず食べよう！3010運動（宴会の席では、初め30分と終わり10分は、食事を楽しみましょう）』（会食、宴会席での食べ残しを減らす運動）の普及啓発を図ります。
4. グリーン購入の普及拡大を図ります。

【地球環境の保全】

○プロジェクト名：低炭素社会の形成

○目的：地球環境保全の分野の中で実施の優先順位の高い施策としては、温室効果ガス排出の削減等低炭素社会の実現に向けた取組が必要です。本プロジェクトは、大量消費の社会から持続可能な社会への構築に向けて低炭素社会の形成を目的とします。

○具体的な取組：市民、区・自治会、事業者、市などが低炭素社会の形成に向けて、次の取組を行います。

1. 低炭素なライフスタイルへの転換を進めます。（エコドライブ、自転車の利用等）
2. 再生可能エネルギーの導入に向けて太陽光発電施設等の普及を促進します。
3. 低公害車の導入の促進を図ります。
4. 公共交通機関の利用促進を図ります。

第6章

計画の推進と管理

1. 推進体制の整備

環境基本計画を推進するためには、市だけでなく、市民、区・自治会、事業者、市民団体、地域組織、業界団体、教育機関など多様な主体が環境政策の担い手として取組を推進していくことが重要です。そのため、市は、各主体がそれぞれの役割や責任を認識するよう働きかけ、全市的な推進と効果的な活動実施のための体制を整備します。

また、区・自治会や各種の既存の地域組織と協力して取組を進めていくことが不可欠であることから、区・自治会や各種地域組織との連携を強化することが必要となります。今後体制の整備を進めていくため、以下のような取組を実施します。

(1) 区・自治会を単位にした推進体制の強化

区・自治会は、地域単位での環境保全活動を推進する上で重要な役割を果たすことが期待されます。区・自治会ごとに、環境保全活動を推進する担当者「環境推進員」を置くことを更に推進するとともに、この環境推進員を中心とした環境学習に取組みます。

(2) エコライフ推進協議会の充実

エコライフ推進協議会は、1970年代後半、琵琶湖の淡水赤潮の発生を機に、主婦層を中心に合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという運動、いわゆる「石けん運動」から発展してきた協議会です。本市の環境保全を推進していく上でも重要な組織であり、市と連携を図りながら、地域での環境保全活動の拡がりや取組を支援します。

(3) パートナーシップによる推進体制の充実

環境基本計画を推進することを目的に、環境基本条例第19条第2項に基づき、市・市民・区・自治会・事業者・各種団体などの連携強化を図ります。具体的には以下のような役割を果たします。

1) 環境基本計画の推進・進行管理

地域の多様な主体はパートナーシップによって、環境基本計画に明記された施策を推進します。また、年次報告書の作成にも参画し、計画の進捗状況の進行管理も行う役割を果たします。

2) 率直的な環境保全活動の実践

地域の多様な主体による環境保全活動を活発化させるために、率直的・モデル的な活動をパートナーシップによって第5章で明記している率先プロジェクトを実践していきます。

3) 地域の各主体による環境保全活動に対する支援

地域の多様な主体による環境保全活動を活発化させるために、情報やノウハウの提供など、活動の担い手に対する支援を実施します。

4) 環境保全に係る各主体のネットワークの形成

環境保全活動を市全体で活発化させるためには、活動の担い手として期待される市民、事業者、区・自治会、市民団体、各種地域組織などの多様な主体間の連携を強化することが不可欠です。そこで、多くの市民の積極的な参画を得ながら、環境活動の担い手のネットワーク形成を図ります。

(4) 環境審議会の設置

環境審議会は、高島市環境基本条例第24条に基づいて、環境基本計画や良好な環境の保全に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として設置します。

(5) 庁内の推進体制

「高島市環境政策推進本部」は行政内部の組織で、環境基本計画の推進、連絡・調整、環境マネジメントシステムの運用などを目的に設置される組織です。具体的には、環境政策を実施する際の各部局間の調整や、進捗状況の進行管理などを行います。

2. 計画の進行管理

(1) 環境マネジメントシステムの運用

環境政策を効果的に推進するために、本市では、平成17年7月から環境マネジメントシステムの運用を開始しています。本市が運用しているシステムの特徴は、目標の設定や進捗状況の点検・評価などに監査員として市民に参加していただいている点です。現在は、行政関係の事務事業に限定していますが、将来的には、市の環境政策全般をこの市民参加型の環境マネジメントシステムに基づいて推進します。

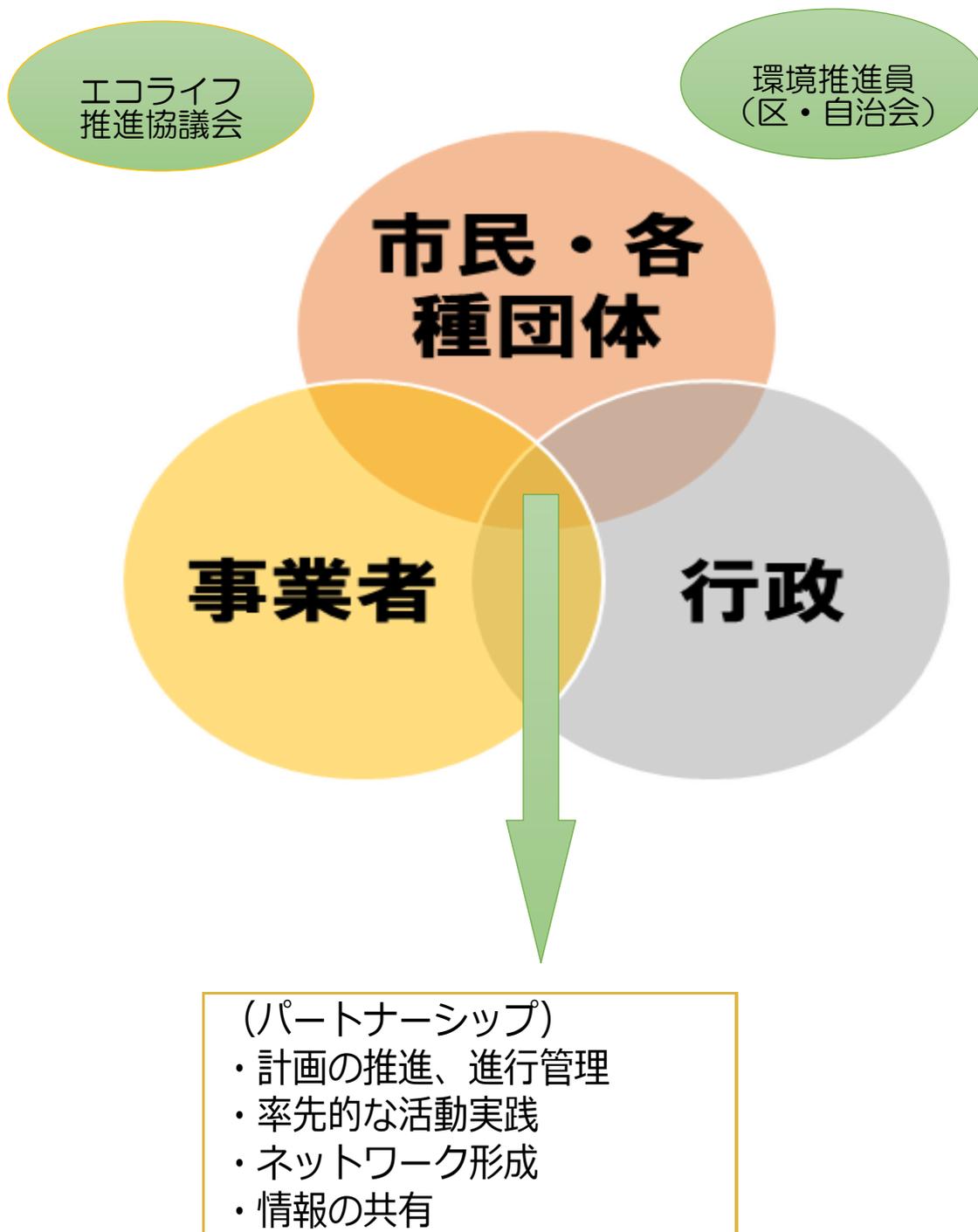
(2) 年次報告書の作成

環境基本計画の進捗状況を把握するために、市は「高島市環境白書」を毎年作成し、公表します。環境白書の作成にあたっては、市民、事業者、市民団体など幅広い主体から意見を聴取し、反映させます。

(3) 計画の見直し

社会情勢の変化や科学技術の進歩、計画の進捗状況などを踏まえ、定期的に環境基本計画の内容について見直しを図ります。

高島市環境基本計画の推進体制



第7章

数值目標

計画の進捗状況を把握するため、以下の数値を目標として活用します。
 なお、数値目標は、計画の推進段階においても必要に応じ追加・修正します。

• 美化活動参加率

	目標	進捗状況
平成 27 年度（現状）	13,619 人	—
平成 32 年度	15,000 人（+10%）	—
平成 37 年度	17,700 人（+30%）	—

• 区・自治会単位での環境担当役員の設置数

	目標	進捗状況
平成 27 年度（現状）	171 団体（全体の 84%）	—
平成 32 年度	183 団体（全体の 90%）	—
平成 37 年度	194 団体（全体の 95%）	—

• 区・自治会、学校等での環境学習会、交流会の実施数

【区・自治会・学校・園】

	目標	進捗状況
平成 27 年度（現状）	24 回	—
平成 32 年度	34 回	—
平成 37 年度	44 回	—

• 環境こだわり農業の実施数

	目標	進捗状況
平成 27 年度（現状）	面積：1,253.0ha	—
平成 32 年度	面積：1,316ha（+5%）	—
平成 37 年度	面積：1,378ha（+10%）	—

• 天然林の割合

	目標	進捗状況
平成 27 年度（現状）	53%（19,417ha）	—
平成 32 年度	現状維持	—
平成 37 年度	現状維持	—

• 魚貝類の種類

	目標	進捗状況
平成 27 年度 (現状)	琵琶湖固有の魚貝類 45 種類 (魚類 16 種類、貝類 29 種類)	—
平成 32 年度	現状維持	—
平成 37 年度	現状維持	—

• ごみ排出量

	目標	進捗状況
平成 27 年度 (現状)	一人当たり 901g/日 総量：16,843t/年	—
平成 32 年度	一人当たり 856g/日 (-5%) 総量：15,159t/年 (-10%)	—
平成 37 年度	一人当たり 811g/日 (-10%) 総量：13,680t/年 (約-18.8%)	—

○河川の水質検査基準

生活環境の保全に関する環境基準

●河川(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN / 100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN / 100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及 びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及 びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l 以上	—

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行う
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度